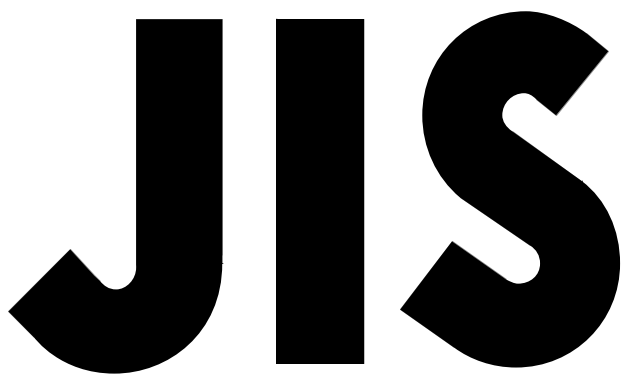




石油製品－成分試験方法
第 1 部：蛍光指示薬吸着法

JIS K 2536-1 : 2003

(PAJ)

(2007 確認)

平成 15 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宮 入 裕 夫	東京医科歯科大学
(委員)	大 久 泰 照	昭和シェル石油株式会社
	奥 山 通 夫	社団法人日本ゴム協会
	笠 野 英 秋	拓殖大学
	加 茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	木 原 幸 弘	社団法人日本化学工業協会
	桐 村 勝 也	社団法人日本塗料工業会
	高 野 忠 夫	財団法人化学技術戦略推進機構
	高 橋 信 弘	東京農工大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	古 川 哲 夫	財団法人日本消費者協会
	堀 友 繁	財団法人バイオインダストリー協会
	槇 宏	日本プラスチック工業連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.6.20

官 報 公 示：平成 15.6.20

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 9-4 経団連会館 TEL 03-3279-3811)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長代理 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟(PAJ)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 3837:1993, Liquid petroleum products — Determination of hydrocarbon types — Fluorescent indicator adsorption method を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS K 2536-1 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (規定) ペンタン以下留分の分取方法

附属書 2 (規定) ペンタン以下留分のガスクロマトグラフによる成分の求め方

附属書 3 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

JIS K 2536 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 2536-1 石油製品—成分試験方法 第 1 部：蛍光指示薬吸着法

JIS K 2536-2 石油製品—成分試験方法 第 2 部：ガスクロマトグラフによる全成分の求め方

JIS K 2536-3 石油製品—成分試験方法 第 3 部：ガスクロマトグラフによる芳香族の求め方

JIS K 2536-4 石油製品—成分試験方法 第 4 部：タンデム式ガスクロマトグラフによる成分の求め方

JIS K 2536-5 石油製品—成分試験方法 第 5 部：ガスクロマトグラフによる酸素化合物の求め方

JIS K 2536-6 石油製品—成分試験方法 第 6 部：酸素検出式ガスクロマトグラフによる酸素分・酸素化合物の求め方

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 定義	3
4. 試験の原理	3
5. 試験器	5
6. 試薬	8
7. 試料の採取方法及び調製方法	9
8. 試験の手順	9
8.1 試験器の準備	9
8.2 試料を溶離する手順	9
9. 計算方法	11
10. 結果の表し方	12
11. 精度	13
12. 試験結果の報告	15
附属書 1 (規定) ペンタン以下留分の分取方法	16
附属書 2 (規定) ペンタン以下留分のガスクロマトグラフによる成分の求め方	23
附属書 3 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	32
解 説	38

石油製品—成分試験方法

第 1 部：蛍光指示薬吸着法

Liquid petroleum products—Testing method of components Part 1: Fluorescent indicator adsorption method

序文 この規格は、1993 年に第 1 版として発行された ISO 3837:1993, Liquid petroleum products—Determination of hydrocarbon types—Fluorescent indicator adsorption method を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 3 (参考)** に示す。

1. 適用範囲 この規格は、315 °C 以下で留出する石油製品中の炭化水素成分を蛍光指示薬吸着法によって、飽和炭化水素 (1~95 容量%)、オレフィン炭化水素 (0.3~55 容量%) 及び芳香族炭化水素 (5~99 容量%) の 3 種類の炭化水素タイプに類別して定量する方法について規定する。

備考1. この方法は、適用範囲の範囲を超える試料の分析に用いることができるが、精度は適用できない。

- この規格は、沸点範囲が広域に分布する試料に適しており、315 °C 付近の狭い沸点範囲で分画した試料には適用できない。このような試料では、適切に溶出しないため、誤差が大きくなる。
- この規格は、石炭、けつ岩及びタールサンドのような石油以外の化石燃料から得られる製品には、適用できるかどうかを確認していないので、精度を適用しない。
- この規格は、酸素化合物を混合した燃料及び加鉛ガソリンには、精度を適用しない。
- この規格は、メタノール、エタノール、メチルターシャリーブチルエーテル、メチルターシャリーアミルエーテル及びエチルターシャリーブチルエーテルが通常含まれる試料では、これらの酸素化合物は溶離材と共に溶出するため、妨害しない。他の酸素化合物を含む試料では個々に確認しなければならない。炭化水素タイプの濃度は、酸素化合物を含まない基準で報告するか、又は酸素化合物の濃度が分かっている場合には試料全体の基準に補正して報告することができる。
- この規格は、蛍光色のバンドの読取りを妨害するような、暗色成分を含む試料には適用しない。
- この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用法をすべてに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。
- この規格の対応国際規格を、次に示す。